

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和6年
10月29日
(火曜日)

目次

- 告示
 - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....
 - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....
 - 道路の区域の変更(道路整備課).....
 - 道路の供用の開始(道路整備課).....
- 公告
 - 林業種苗法第十条第一項の規定に基づく生産事業者の登録の失効(森林整備課).....
 - 公安委規則
 - 山口県道路交通規則の一部を改正する規則.....



山口県告示第二百九十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和六年十月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	療 所	機 在 地	廃 止 年 月 日
山口口腔研クリニク	山口市葵二丁目九番三一号	山口県知事	令和六、八、三二
きじま歯科クリニク	美祢市大嶺町東分一三八四の一	山口県知事	令和六、八、三二
じふく薬局	山口市阿東地福上一八五四	山口県知事	令和六、八、三二

山口県告示第二百九十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和六年十月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	療 所	機 在 地	指 定 年 月 日
医療法人山口口腔研クリニク	山口市葵二丁目九番三一号	山口県知事	令和六、九、一
じふく薬局	阿東地福上一八五四	山口県知事	令和六、九、一
あさひ薬局大内店	大内千坊五丁目一番一号	山口県知事	令和六、九、一
いちのみや薬局新田店	防府市大字新田八一六	山口県知事	令和六、九、一

指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地

名 医	療 所	機 在 地	指 定 年 月 日
特定非営利活動法人きょう・生	宇部市中央町三丁目二番七号	訪問看護ステーション結び	宇部市中央町三丁目二番七号
株式会社ふらつとCOMM	山口市小郡船倉町三番一一号	メンタル訪問看護ステーション	周南市速玉町四番二号
		訪問看護ステーション	周南市速玉町四番二号

山口県告示第二百九十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和六年十月二十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十九日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類	一般国道
路線名	四三四号

道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)		延 (メートル)長	備 考
岩国市錦町須川字作り道三〇九四の 一地从り 同市錦町須川字和田二一三八地先 及び 岩国市錦町須川字和田二一三八地先 から 同市錦町須川字上ノ代三九六地先 まで	新	最狭 最広	一六・三・九 四一・一・一	五二四・五	五二七・九	道路改良工事の 完了による。
	旧	最狭 最広	七・三・三 一六・三・九	八二〇・二	六五一・九	

道路の種類 県道
路線名 防府環状線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)		延 (メートル)長	備 考
防府市牟礼柳三一五二の一地从り 同市大字牟礼字友字五〇七の一地从り まで	新	最狭 最広	一七・七・六 四三・八	三三二・八		
	旧	最狭 最広				

道路の種類 県道
路線名 高井大道停車場線
道路の区域

区	間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)		延 (メートル)長	備 考
防府市大字台道字下土笹三五四の一 地从り 同市大字台道字二丁目三五七九の 七地先まで	新	最狭 最広	二〇・二・六 二〇・二・六	四〇〇・一		
	旧	最狭 最広	一七・七・三 一三・七・三	四一六・六		

山口県告示第三百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和六年十月二十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 四三四号	岩国市錦町須川字作り道三〇九四の一地从り 同市錦町須川字上ノ代三九六地先まで	令和六年十月三十日

(二八六) 林業種苗法第十条第一項の規定に基づく生産事業者の登録の失効

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第一項の規定に基づく次の生産事業者の登録は、その効力を失いました。

令和六年十月二十九日

山口県知事 村岡 嗣政

（登録番号） 生産事業者の氏名又は名称及び住所 生産事業の内容 事業所の名称及び所在地
一一四五 石川 恵子 光市大字島田一五六三の一 幼苗の育成及び幼苗 生産事業者の氏名及び住所に同じ。 以外の苗木の育成



山口県道路交通規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和六年十月二十九日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第四号

山口県道路交通規則の一部を改正する規則

山口県道路交通規則（昭和四十七年山口県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十一条第十号を削る。

第二十二條の二中「第四條第二項第二号」を「第四條第二項第一号ロ」に改める。

第二十四條中「第三十二條の三、第三十二條の三の二、第三十二條の四又は第三十二條の五第一項若しくは第二項」を「第三十二條の二第一項第二号、同條第二項第二号、同條第三項、政令第三十二條の三の二第二項又は政令第三十二條の五第一項若しくは第二項」に改める。

別記第五号様式の八中

年	月	日	性別	男・女
---	---	---	----	-----

を

別記第五号様式の九中

年	月	日	性別	男・女
---	---	---	----	-----

を

別記第五号様式の十及び別記第五号様式の十一中

年	月	日	性別	男・女
---	---	---	----	-----

を

別記第五号様式の十二中

年	月	日	性別	男・女
---	---	---	----	-----

を

別記第十二号様式の三、別記第十二号様式の四及び別記第十五号様式の二中

に改める。

年	月	日	性別	男・女
---	---	---	----	-----

を

別記第十六号様式の二中

年	月	日	性別	男・女
---	---	---	----	-----

を

別記第十六号様式の三中

住所	氏名	生年月日	年	月	日	性別	男・女
----	----	------	---	---	---	----	-----

を

氏名	生年月日	年	月	日
----	------	---	---	---

に改める。

免許の種類	第1種	大型	中型	普通	大型特種	大型特種	第2種	大型	中型	普通	大型特種	大型特種
-------	-----	----	----	----	------	------	-----	----	----	----	------	------

を

別記第十六号様式の四中

年	月	日	性別	男・女
---	---	---	----	-----

を

別記第十七号様式の二中

年	月	日	性別	男・女
---	---	---	----	-----

を

年	月	日	性別	男・女
---	---	---	----	-----

に改める。

別記第十七号様式の三中

※ 住所氏名	免許証番号	第	号	年	月	日	性別	公安委員会交付)	免許の種類	第1種	第2種				
										大型	中型	普通	大型	中型	普通
										大型	中型	普通	大型	中型	普通

を

※ 氏名	第	号	年	月	日	年	月	日	公安委員会交付)
------	---	---	---	---	---	---	---	---	----------

に改める。

別記第十七号様式の四中

年	月	日	(歳)	性別
				男・女

に改める。

別記第十七号様式の五中

年	月	日	性別	別
				男・女

を

年	月	日	年	月	日
---	---	---	---	---	---

に改める。

別記第十七号様式の六中

年	月	日	(歳)	性別
				男・女

を

年	月	日	(歳)
---	---	---	------

に改める。

別記第十八号様式中

を に改

める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年十一月一日から施行する。ただし、第二十二條の二、第二十四條、別記第五号様式の八から別記第五号様式の十二まで、別記第十二号様式の三、別記第十二号様式の四、別記第十五号様式の二、別記第十六号様式の二から別記第十六号様式の四まで及び別記第十七号様式の二から別記第十八号様式までの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。